

雇用調整助成金・持続化給付金等 を利用しませんか？

新型コロナウイルス
感染拡大の影響を
受けている事業主様



前年同月より5%以上売上が減少し
従業員を休業させている
または休業させる予定がある

前年同月比で
売上が50%以上減少した

小学校等の臨時休校により
保護者が休みを取得しなければ
ならなくなった

雇用調整助成金

【助成率】
賃金相当額の
10分の8～10分の10 (中小企業)
3分の2～4分の3 (大企業)

休業1人1日 最大8,330円
※前年度の労働保険料の申告書を基に受給額
を計算します。

【提出期限】
・特例を利用する場合、令和2年6月30日
までに計画を届け出る必要があります。

【所管】
厚生労働省

持続化給付金

【給付額】
法人 最大200万円
個人事業者 最大100万円
※昨年1年間の売上げからの減少分が上限

【支給対象】
・フリーランスの方も対象
・医療法人、NPO法人、農業法人、
社会福祉法人などの会社以外の法人も対象

【申請期間】
・令和2年5月1日～令和3年1月15日

【給付のタイミング】
・申請後2週間での給付

【所管】
経済産業省

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

【助成率】
賃金の全額
1人1日 最大8,330円

【対象となる期間】
・令和2年2月27日～6月30日

【対象者】
・小学校以下のお子様がいる保護者の方
※雇用保険加入未加入は問いません

【申請期間】
・令和2年3月18日～9月30日

【注意事項】
・年次有給休暇とは別に、賃金を全額支給の
休暇を取らせる必要があります。

【所管】
厚生労働省


専門の社労士、行政書士をご紹介します。

全てワンストップで対応します！

SATO助成金センター TEL03-5957-2770
持続化給付金直通 TEL0570-030-310

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋4-5-14 飯田橋東日本ビル1F、2F

【運営】  SATO GROUP 日本社会保険労務士法人 SATO行政書士法人

専門家に相談するとこんなメリットがあります。

助成金・給付金
について
相談ができる

申請代行で
時間が
短縮できる

着金なし！
手続き報酬のみ



裏面をご覧ください

お申込み・お問い合わせ先

SATO助成金センター

日本社会保険労務士法人 助成金センター

【所在地】 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-14 飯田橋東日本ビル1F、2F
TEL 03-5957-2770

【MAIL】 info@nsrh.jp



SATO行政書士法人

【所在地】 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-32-1
TEL 0570-030-310 (持続化給付金直通)
(受付時間 平日 9:00~18:00)

